

エイチ・エス損保の現状 2010



 **エイチ・エス損害保険株式会社**

目次

はじめに	1
I 当社の概況および組織	2
1 代表的な経営指標	2
2 経営方針	3
3 当社の特色	5
4 当社の沿革	5
5 当社の組織	6
6 株主・株式の状況	7
7 役員の状況	9
8 従業員の状況	11
II 保険会社の主要な業務の内容	12
1 取扱商品	12
2 各種サービス	12
3 保険の仕組み一般	14
4 保険約款	15
5 保険料	16
6 保険金の支払	16
7 保険募集	17
III 保険会社の主要な業務に関する事項	19
1 2009年度における事業の概況	19
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	21
3 業務の状況を示す指標	22
4 責任準備金の残高の内訳	30
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	31
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	31
IV 保険会社の運営	33
1 リスク管理体制	33
2 法令等遵守の体制	35
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	37
4 社外・社内の監査・検査体制	37
5 コーポレートガバナンスの体制	38
6 内部統制システムの構築に関する基本方針	39
7 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	41
8 反社会的勢力の排除のための基本方針	44
9 利益相反管理の基本方針	45
V 財産の状況	46
1 計算書類	46
2 リスク管理債権	54
3 債務者区分に基づいて区分された債権	54
4 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	55
5 時価情報	57
6 その他	57

VI 保険会社およびその子会社等の概況

58

1 保険会社およびその子会社等の主要な概況 58

はじめに

エイチ・エス損保は、開業以来多くの方々のご支援を受け、おかげさまで 2010 年 3 月末日までに延べ 110 万人を超えるお客様にご利用をいただくことができました。

あらためまして、心より御礼申し上げます。

皆様 ありがとうございます。

私たちは「より分かりやすく、より安心感の高い商品を」というお客様のご要望にお応えすべく、新商品の開発および商品の改善に取り組んでおります。昨年 7 月には、治療・入院費用の無制限プランや携行品損害に新価払いをする海外旅行保険<セカンドパスポート>に商品改定を実施し、また、12 月には新商品として、インターネット直販専用の海外旅行保険<ネッ得！>のご提供を開始いたしました。<ネッ得！>は、海外で高額になりがちなケガや病気による治療・入院費用などを手厚く補償することができ、かつ補償項目を絞り込むことで加入しやすい保険料を実現した商品となっております。

さらに、本年 4 月には、新保険法適用を機に損害保険業界初の取組みとして、従来請求完了日から 30 日以内であった保険金支払の履行期間を、原則 15 営業日に短縮する旨約款を改定することで、高品質商品のご提供を実現しました。

これらの取組みは、私たちの経営理念である「変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続ける」そして「お客様に最高のサービスを提供する」を実践したものであります。

一方で当社は、引き続きコンプライアンスおよびリスク管理の推進を通じて、経営の健全性を高めるとともに、当社の考え方や、商品・サービス、経営に関する情報を誠実にわかりやすくお伝えするよう努めてまいります。

今後も、さまざまな取組みを通して、「海外旅行保険なら『エイチ・エス損保』」とのお声を頂戴できる企業へと成長できますよう、社員一同さらに努力してまいります。

皆様のなお一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

エイチ・エス損害保険株式会社

代表取締役社長

松尾 昭男

※ 本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

I 当社の概況および組織



1 代表的な経営指標

	2008 年度	2009 年度
正味収入保険料	2,015 百万円	2,171 百万円
正味損害率	26.6%	31.7%
正味事業費率	57.0%	59.9%
保険引受利益	19 百万円	110 百万円
経常利益	20 百万円	109 百万円
当期純利益	19 百万円	106 百万円
ソルベンシー・マージン比率	641.8%	699.9%
総資産額	1,818 百万円	1,978 百万円
純資産額	954 百万円	1,060 百万円

(注) リスク管理債権はありません。



2 経営方針

経営理念

(1) 変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続けます。

今日の社会にあって改革・変革が叫ばれる中、自らをその変革の士と捉え、新しいことの創生・創造を重んじ、損害保険事業のあるべき将来像への変化を追求・探求し、同じ志を持てる人材の集団を形成して、損害保険事業に新たな潮流を構築できるよう、挑戦し続けます。

(2) 目線は常にお客様に、お客様に最高のサービスを提供します。

保険サービスの原点は、お客様に対して、高い満足感を日常的に提供できる状況を構築し、その状態を持続し続けることと考えます。このような観点から、保険契約に関する事前のサービスと事後のサービスの双方について、お客様に満足感を提供し続けることが、最高のサービスであると考えます。

事前のサービスとは、契約時における加入手続きの分かり易さと加入内容の分かり易さの提供であり、事後のサービスとは、事故発生時における対応の丁寧、親切、早さの提供であると考えます。

この実現に向かって、愚直なまでに整齐とサービスを実行していく体制を作ります。

(3) 保険のプレゼンス向上に寄与します。

当社が海外旅行保険を核として存在する意義は、海外における危機・危険因子に対する防御・予防など、契約者・被保険者の海外における安全への策を講じることにもあると考えます。そして、そのことが損害保険および保険全般のプレゼンスを向上させる原動力になると考え、大局的な見地から、世界水準の安全に対する価値観を保持する会社になります。

専業理念

(1) 存在意義について

旅行業が世界平和の上に成り立ち、繁栄する産業であることは、論をまちません。

しかしながら実際には、今日に至るまで繰り返されてきた戦争やテロ、ウィルス感染等の広域で起こる疾病等の混沌の中で、旅行業者が勝ち残ってきたことも事実です。

この旅行業者の顧客である旅行者は、海外、国内を問わず、旅行商品そのものだけでなく、旅行に関連するさまざまなサービスについても同時に旅行業者から購入して、より楽しめる旅行を自ら追求するわけですが、これら関連サービスのうち保険に関しては、損害保険業界の自由化の波の中、取扱保険料の規模が比較的小さい多くの旅行業者が、損害保険代理店を廃業した結果、旅行者が自分で選択した旅行業者では加入できないケースが出てきているのが現状です。

当社は、海外旅行保険最大のチャネルである旅行業者を通じた販売により経営基盤を築き、また、このように旅行の申込みと同時に海外旅行保険の付帯ができないような旅行者に対しても、インターネットを利用して、保険商品の販売・媒介が可能な状況を創出・拡大していきたいと考えます。

これは、海外旅行保険を中心に据えて損害保険事業を営もうとする当社こそがなすべき事項であり、当社の存在意義にも結びつく仕事であると考えます。

(2) 経営姿勢について

前記(1)のような観点から、当社が旅行市場において目標とすることは、特に海外旅行者に対して100%の付保案内をし、出来るだけ高い付保状況を作ることです。

海外における不幸は依然として後を絶ちません。

一人でも多くの旅行者に、特に海外における保険の重要性・必要性を、旅行業代理店やインターネットのホームページ、広告媒体等を通じて訴え続けて行きたいと考えます。このような姿勢のもと、加入し易い商品の提供と、事故の際の親切・迅速な保険金支払サービスを提供することを通して、不幸にも事故に遭われた海外旅行者の方々の経済生活の、一日でも早い日常生活への復帰のサポートをしたいと考えます。

行動指針

- (1) 自立とたゆまぬ挑戦
- (2) 探求と開拓者精神の高揚
- (3) 常に誰かのために
- (4) 情熱と実行を忘れない
- (5) 責任の自覚から自発の責任へ



3 当社の特色

エイチ・エス損保は、澤田ホールディングスグループの一員です。

旅行業や航空業を革新してきた澤田秀雄率いる澤田ホールディングスグループの新しいメンバーとして、損害保険業にも新しい風を吹き込むチャレンジャーであり続けます。

エイチ・エス損保は、生まれたばかりの損害保険会社です。

新しいプレーヤーらしく、これまでの常識にとらわれない発想で補償やサービスを見直し、お客様に新たな選択をご提供したいと願っています。

エイチ・エス損保は、専門の保険マーケットに特化した会社です。

当面は旅行に関する保険に特化し、専門分野を持つ会社だからこそ実現できるお客様のニーズに、身軽に素早くお応えしていきます。



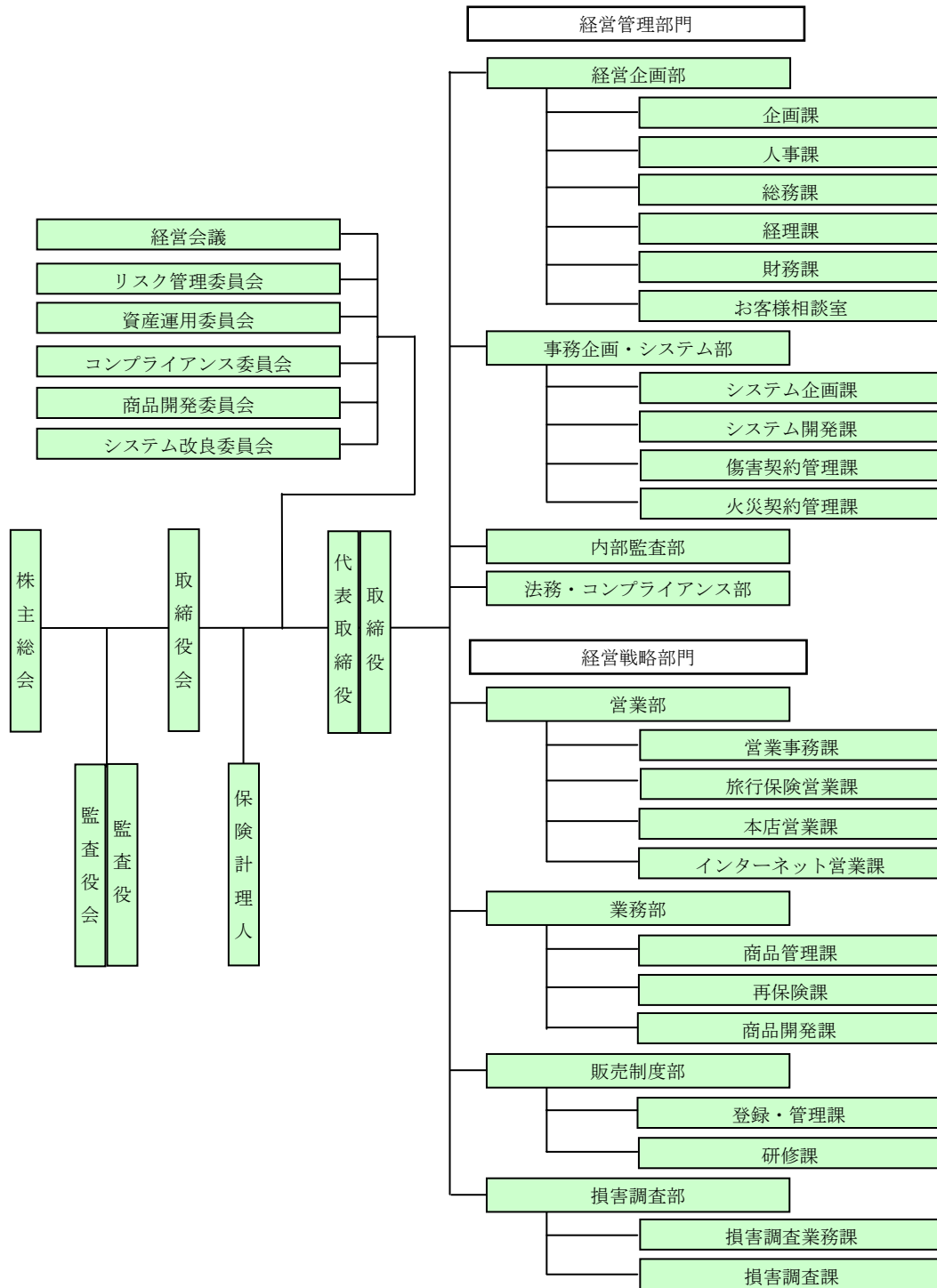
4 当社の沿革

2005年5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）設立 （資本金2,000万円）
2005年10月	資本金1億円（増資）
2005年12月	資本金10億円（増資）
2007年9月	商号を「エイチ・エス損害保険株式会社」に変更するとともに、第三者割当により資本金を16億1,200万円に増資
2007年10月	損害保険業免許取得
2007年11月	営業開始
2008年4月	インターネット通販を開始
2008年9月	代理店の保険料精算方法に、DA方式（日次精算）を追加
2008年11月	モバイル（携帯電話）直販を開始
2009年7月	海外旅行保険の改定
2009年7月	媒介代理店を通じた保険募集を開始
2009年8月	本店を東京都新宿区四谷三丁目12番に移転
2009年11月	モバイル用ホームページ開設
2009年12月	インターネット直販専用海外旅行保険<ネッ得！>発売
2010年4月	保険約款を改定し、保険金請求手続完了後の保険金支払履行期間を従来の30日から原則15営業日に短縮



当社の組織

2010年7月1日現在



本店所在地

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 12 番 フロンティア四谷 3 F

電話（代表） 03-5312-8200

※ 当社は、本店以外の拠点を設けておりません。



株主・株式の状況

(1) 基本事項

総会開催時期 毎年4月1日から3か月以内に開催いたします。
 決算期日 3月31日
 公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

(2) 株主総会

第5回定時株主総会

2010年6月24日に開催され、次のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 1. 第5期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案どおり松尾昭男、楠原成基、鈴木芳夫の各氏が再選され、新たに堤信博氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、楠原成基氏、鈴木芳夫氏は社外取締役であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり藤井俊明、太田孝昭、矢板賢の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。なお、藤井俊明氏、太田孝昭氏、矢板賢氏は社外監査役であります。

臨時株主総会

・2010年3月29日に開催され、次のとおり決議されました。

決議事項

第1号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり矢板賢氏が選任され、就任いたしました。なお、矢板賢氏は社外監査役であります。

・2010年4月19日に開催され、次のとおり決議されました。

決議事項

第1号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり鈴木芳夫氏が選任され、就任いたしました。なお、鈴木芳夫氏は社外取締役であります。

(3) 株式の分布状況

所有者別状況

(2010年3月31日現在)

区分	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計
株主数(人)	—	—	—	19	—	5	24
所有株式数	—	—	—	31,360	—	880	32,240
割合	—	—	—	97.3%	—	2.7%	100%

(4) 大株主（上位 10 位まで）

（2010 年 3 月 31 日現在）

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数 に対する割合
澤田ホールディングス株式会社	16,000 株	49.6%
株式会社エイチ・アイ・エス	6,000 株	18.6%
ワールド・キャピタル株式会社	2,600 株	8.1%
I I B株式会社	2,000 株	6.2%
株式会社ユーラシア旅行社	2,000 株	6.2%
株式会社福利厚生課	700 株	2.2%
株式会社フィナンストリーム	600 株	1.9%
株式会社ディーエスイーネットコンサルティング	400 株	1.2%
井川 幸広	300 株	0.9%
内川 淳一郎	300 株	0.9%
計	30,900 株	95.8%

(5) 資本金の推移

（単位：百万円）

年月日	資本金（百万円）		摘 要
	増減額	残 高	
2005年 5 月 24 日	—	20	設立
2005年 10 月 20 日	80	100	
2005年 12 月 26 日	900	1,000	
2007年 9 月 28 日	612	1,612	有償第三者割当

(6) 最近の新株発行

種 類	発行年月日	発行株数（株）	発行総額 （百万円）	摘 要
普通株式	2005年 5 月 24 日	400	20	（2名）
普通株式	2005年 10 月 20 日	1,600	80	（2名）
普通株式	2005年 12 月 26 日	18,000	900	（2名）
普通株式	2007年 9 月 28 日	12,240	612	有償第三者割当 （19名）



7 役員の状況

役 職	氏 名	略 歴
取締役会長	鈴木 芳夫	1981年4月 株式会社インターナショナルツアーズ（現エイチ・アイ・エス）入社 1985年9月 同社取締役 1990年10月 同社取締役総務部長 1993年2月 同社取締役経理部長 1996年6月 同社取締役関東営業本部長 1997年11月 同社常務取締役 1997年11月 株式会社マップインターナショナル 代表取締役副社長 1999年11月 株式会社エイチ・アイ・エス 常務取締役管理部長 2000年10月 同社常務取締役経理部管掌兼関係会社管理部長 2002年6月 同社常務取締役監査室・経理部管掌兼 関係会社管理部長 2004年6月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社取締役相談役 2009年1月 同社相談役 2010年4月 エイチ・エス損害保険株式会社取締役会長（現任）
代表取締役社長 (経営戦略部門担当)	松尾 昭男	1974年4月 安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 2005年4月 株式会社ディーエスイーネットコンサルティング事業企画部長 2005年5月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）代表取締役社長（現任） 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社 取締役（現任）
取 締 役	楠原 成基	1982年12月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2005年1月 同社取締役統括営業本部長 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）取締役（現任） 2008年4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役 管理部門総轄 海外事業本部長 2010年4月 同社常務取締役 管理部門総轄 海外営業本部長兼 国内旅行事業本部長（現任）
取 締 役 (経営管理部門担当)	堤 信博	1987年4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社（現日本興亜損害保険株式会社）入社 2008年5月 エイチ・エス損害保険株式会社入社 業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社業務部長兼販売制度部長兼 経営企画部長兼事務企画・システム部長（現任） 2010年6月 当社取締役（現任）

役 職	氏 名	略 歴
常勤監査役	藤井 俊明	1967年4月 安田火災海上保険株式会社（現株式会社損害保険ジャパン）入社 1988年4月 同社大分支店長 1994年4月 同社サービスセンター業務部長 1995年11月 同社理事社長室業務革新室長 1997年1月 同社検査部長 2002年3月 東京建物株式会社常任監査役 2004年4月 株式会社損保ジャパンひまわり生命監査役 2005年6月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）顧問 2006年2月 当社常勤監査役（現任）
監査役	太田 孝昭	1988年5月 太田税務会計事務所（現OAG税理士法人）開設 1988年5月 株式会社シーケーシステム研究所設立 代表取締役（現任） 1991年11月 株式会社ビジコム設立 代表取締役（現任） 1997年4月 社会福祉経営研究会（現総合福祉研究会）会長（現任） 2005年4月 株式会社福祉総研設立 代表取締役（現任） 2006年2月 電子決算公告株式会社（現株式会社あんでな）設立 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（現当社）監査役（現任） 2007年1月 OAG税理士法人設立 代表社員（現任）
監査役	矢板 賢	1970年4月 丸文株式会社入社 1979年4月 公認会計士森助紀事務所入所 1982年7月 公認会計士矢板賢事務所開設 1988年8月 KPMG ピートマーウィック・ニューヨーク 会計事務所 シニアマネジャー 1990年10月 国際証券株式会社（現三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社） 企業情報室長 1992年10月 同社経営調査部長 1996年6月 同社財務部長 2002年9月 同社財務企画部長 2002年12月 新日本アーンストアンドヤング株式会社 シニアマネジャー 2005年12月 エイチ・エス証券株式会社（現澤田ホールディングス株式会社） 執行役員財務部長 2010年3月 エイチ・エス損害保険株式会社 監査役（現任） 2010年4月 エイチ・エス債権回収株式会社 監査役（現任）

- (注) 1. 取締役鈴木芳夫、楠原成基は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役です。



8 従業員の状況

(1) 従業員の状況

(2010年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
49名	37.5歳	1.7年	5,381千円

- (注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目的として、原則として新卒採用は行わず、業務経験者の採用により即戦力となる人材の確保を目指しています。

(3) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険）
- ・ 慶弔見舞金制度
- ・ 育児休業制度
- ・ 介護休業制度

Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。

損害保険業

保険の引受： 海外旅行保険の引受

資産の運用： 保険料として収受した金銭その他の資産の運用



1 取扱商品

(1) 販売商品

海外旅行保険

海外旅行の行程中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損等による損害や、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したことにより負担した宿泊料等海外旅行中の事故を幅広く補償いたします。個人向けセットプランのほか、旅行されるご家族全員を対象とするファミリープランや、留学生用セットプランもご用意しています。

(2) 新商品の開発状況

2009年7月、海外旅行保険の商品改定を行い、携行品損害の保険金のお支払いについて、損害額の算定基準を時価額から再調達価額に変更したほか、治療・救援費用について保険金額「無制限」の引受を開始するなど、補償の拡充を行いました。

2009年12月、インターネット・ダイレクト契約専用の海外旅行保険を<ネッ得！>のペットネームで販売開始いたしました。

また、2010年4月1日の保険法の施行に伴い、海外旅行保険の約款を全面改定いたしました。この改定で、従来30日としていた保険金のお支払期日について、お客様からの請求が完了した日からその日を含めて原則15営業日以内に支払手続きを完了するようあらため、より一層の品質向上に努めております。



2 各種サービス

当社では、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

(1) エイチ・エス サポートサービス

海外旅行中に困ったとき、緊急事態が発生したときにエイチ・エス サポートセンターまでご連絡ください。スタッフが、24時間365日、事故のご報告をはじめとする各種のご相談を日本語で受け付け、必要な対応方法をご案内するとともに、必要に応じて次の手配サービスを行います。

病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約手配いたします。

緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配いたします。

帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がおりましたら帰国手配いたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

(2) キャッシュレス・メディカルサービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客様がスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関の充実したネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客様が保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

(3) 旅行かばん修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんが破損した場合、当社提携の修理会社が破損したかばんの引き取り、修理および納品を行います。修理代金は当社から修理会社へ直接支払います。

(4) お客様の声を業務に活かすために

① 「お客様の声」の受付状況

当社は「お客様の声」をお客様サービスの向上や商品改善に活用し、「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」を目指します。

2009年度に受け付けた苦情の主な内容と件数は以下の通りです。

(2009年度苦情受付分)

分類	上期	下期	年間
契約・募集行為関連	1	4	5
契約の管理・保全・集金関連	0	0	0
保険金支払関連	27	31	58
個人情報関連	0	0	0
その他	0	0	0
合計	28	35	63

② お客様の声を活かしたツール改善・商品改定例

当社にお寄せいただいたお客様の声に基づき、2009年7月より、パンフレット及び商品の改定・改善を行いました。

- ・ パンフレット及び申込書の紙面を拡大し、文字を大きく見易く改定
- ・ 加入タイプの年齢別の表記を改定
- ・ 補償限度額等のご注意いただきたい点を朱書きで表示
- ・ 携行品損害を時価ベースの支払いから再調達価額ベースの支払いに変更

③ お客様からのご照会、ご相談などの窓口について

お客様からのご照会、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問合せ窓口
◆エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室 連絡先電話番号 0120-937-836 (通話料無料) 【受付時間：平日の午前9時～午後5時】 携帯・PHSからもご利用いただけます。

事故のご報告に関する窓口

◆エイチ・エス損害保険株式会社 損害調査部 損害調査課

連絡先電話番号 03-5312-8210

【受付時間：午前9時～午後5時[年中無休]】

携帯・PHSからもご利用いただけます。

※事故報告の受付以外は、平日の午前9時～午後5時で対応します。

※事故発生時の対応（海外での事故発生時の連絡方法等）については、
「サポートブック（ご契約のしおり）」をご覧ください。

④ 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

（社）日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、「そんがいほけん相談室」において、損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。「そんがいほけん相談室」は、損害保険会社に苦情の解決を依頼するなど、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつかない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う損害保険調停委員会が設けられています。苦情のお申し出から、原則として2ヶ月を経過しても問題が解決しない場合、苦情を申し出になられた方のご希望により損害保険調停委員会をご利用いただけます。

詳しくは日本損害保険協会のホームページ（<http://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

※保険業法等に関する苦情処理措置及び紛争処理措置（保険業法施行規則第59条の2第1項第4号の開示については、2010年10月1日以降に終了する事業年度から適用することとなっています（H21.12.28付保険業法施行規則附則第6条第2項）。

3 保険の仕組み一般

(1) 保険制度

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

(2) 保険契約の性格

保険契約とは、保険会社が所定の事故による損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券を発行します。

(3) 再保険

個々の保険会社の資金量は有限であり、当然その保険金支払能力には限りがあります。一方、

例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

このため保険会社は、引き受けた保険金支払責任のうち自らの負担能力を超える金額を、国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の平準化と分散を図っています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社の保険金支払責任を引き受けることを「受再」といいます。また、再保険を行った後になお自らが保険金支払責任を負担することになる金額を「保有金額」といいます。

当社の出再方針

当社では、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

当社の受再方針

当社は受再を行わないこととしています。

4 保険約款

(1) 保険約款の位置づけ

保険約款は、保険会社や保険契約者等が保険契約に関して持つ権利と義務について詳細に定めたものであり、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務（注1）、通知義務（注2）、保険金請求手続などが定められています。

保険約款は、保険種目ごとに基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足、修正する目的でセットする特約により構成されるのが一般的ですが、海外旅行保険のように、普通保険約款では用語の定義や共通規定のみを記載し、補償内容はすべて特約において定めている保険種目もあります。

(2) 契約時の留意事項

ご契約時には、当社の社員または代理店からパンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注3）などにより、十分に説明を受け、内容をご理解いただいたうえで、お申し込みください。

また、意向確認事項に関する書面や保険契約申込書により、お申込の内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認のうえ、ご契約ください。

(3) 保険約款に関する情報提供方法

当社では、ご契約時に保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレットやサポートブック（ご契約のしおり）を作成し、保険約款の概略をご紹介します。また、特にご注意いただきたいことについては、重要事項等説明書（注3）を作成しています。

特に告知義務（注1）、通知義務（注2）、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合、ご契約を解約される場合の取扱などについては、これらの資料を熟読いただき、内容について十分にご理解ください。

- (注1) 告知義務とは、ご契約時に保険会社が告知を求める重要な事項について答えていただく義務をいいます。
- (注2) 通知義務とは、ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務をいいます。
- (注3) 重要事項等説明書とは、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した書面をいいます。

5 保険料

(1) 保険料の收受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなり、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払できません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、規定に従って保険料を返戻いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険料を請求または返戻します。

(2) 保険料率

保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6 保険金の支払

(1) 保険金の支払の仕組み

契約内容の確認

ご契約者より事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容を保険契約申込書またはオンラインシステムにより確認します。

事故原因・損害状況の調査

ご契約者より事故の報告を受けて保険契約内容の確認と事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認のうえ、お支払可能な保険金の種類をご案内します。

損害額、保険金の算出

ご契約者、被害者、修理業者、病院など関係者と折衝等を行い、損害額を算出して、保険金支払額を決定します。

保険金の支払

ご契約者より所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから 15 営業日以内に保険金お支払の手続きをとります。

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払するまでの期間を 15 営業日より延長させていただくことがあります。

(2) 事故相談のご案内

本店において、次のとおり事故のご報告、ご相談を受け付けています。

損害調査部（平日 9:00 ～ 17:00 受付）

事故受付のみ土日休日（午前 9 時～午後 5 時）も受け付けております。

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 12 番 フロンティア四谷 3 F

電話 03-5312-8210



7 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

当社の場合、保険会社の委託を受け保険契約の締結にあたる代理店が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約については、代理店のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客様が合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、この判断に必要な重要な事項を、十分に説明しなければなりません。当社では、お客様にご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しています。また、お申込の内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、意向確認事項に関する書面を交付しています。

お客様から署名または記名・捺印済みの保険契約申込書をご提出いただき、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。これで契約手続きが完了し、その後当社より保険証券または保険契約証を発行し、保険約款と共に送付またはお渡しいたします。（ただし、海外旅行保険については、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行いたします。）

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人契約（個人事業主契約を除く。）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができるという制度です。

(2) 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客様の家庭や会社等をさまざまなリスクから守り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展を図るという社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約の締結や保険料の領収などの業務を行います。当社の代理店には、保険契約締結の媒介のみを行うものもあります。

(3) 代理店登録

代理店として損害保険の募集を行うためには、保険会社と代理店委託契約を締結した後、保険業法第 276 条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受ける必要があります。

また、代理店の役員、使用人で損害保険の募集に従事する者は、所定の募集人資格試験に合格したうえで、保険業法第 302 条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）に届け出なければなりません。

(4) 代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けすることのできる代理店の育成を目的とし、取扱商品に関する講習を代理店に対して随時行っています。

この講習の実施にあたっては、全国に所在する代理店に対して実効性のある教育を行うため、インターネットによる通信教育（eラーニング）を活用しています。

(5) 代理店数

当社の代理店数は、2010年3月31日現在67店です。

(6) 勧誘方針

エイチ・エス損害保険株式会社は、損害保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」（2000年5月31日法律第101号）に基づく「勧誘方針」を下記のとおり定め、公表しています。

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なお理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。
7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。
8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

Ⅲ 保険会社の主要な業務に関する事項



1 2009 年度における事業の概況

金融危機以降の厳しい景気後退の中で 2009 年度を迎えた我が国経済は、中国等アジア向けを中心とする輸出の持ち直しや、エコカー購入補助制度、家電のエコポイント制度等の消費刺激策効果により上期半ばには景気が底を打ち、その後緩やかな回復基調へと移行しました。特に年度末にかけては、企業の設備投資や収益の好転、雇用情勢の緩和、個人消費、住宅建設の持ち直し等の動きが広がりました。しかしながら、経済活動はリーマン・ショック以前の水準には戻っておらず、円高による輸出の鈍化、景気対策の息切れ、デフレによる企業収益の悪化とそれに伴う雇用の削減、さらに政府財政の悪化による長期金利の上昇等多くの懸念材料があり、先行き不透明な状況が続いています。

海外旅行市場に関しては、円の高止まり、ゴールデンウィークやシルバーウィークの日並びの良さ、燃油サーチャージの廃止（7月）、冬季オリンピックの開催等の需要喚起要因があったものの、世界的な景気低迷の影響による企業収益の悪化と個人所得の落ち込み、新型インフルエンザの発生と感染拡大、燃油サーチャージの復活（10月）等の阻害要因の影響が大きく、出国日本人数が3年連続で減少する結果となりました。

損害保険業界では、金融危機による有価証券評価損等の計上は一巡したものの、景気低迷を受けて主力の自動車保険販売が苦戦したことに加え、資産運用も厳しい環境が続きました。経営環境の早期改善が期待できない中、収益力の強化に向けた大手社同士の経営統合が進展しており、今後の損害保険業界は、多様な市場向けにあらゆる商品を取り扱うフルライン型の巨大保険会社と、当社のように市場や商品を特定分野に集中した中小保険会社に二極化していくことが予想されます。

このような状況の下、当社は、当期も経営計画に基づき態勢の着実な整備と営業基盤の拡大に努め、保険法施行に向けた商品面、システム面、損害調査面等の対応や、業容拡大に応じた本社の移転等により、適正な業務運営を維持する環境を確保した上で、商品開発・改善の推進や募集チャネルの強化等に取り組みました。また当期より、企業認知度の向上を目指して、一部旅行雑誌への広告出稿も開始しました。その結果、当社は、前期の 20 百万円を大きく上回る 109 百万円の経常収支を挙げ、法人税等控除後の当期純利益を 106 百万円として、2期連続で単年度黒字を達成することができました。

以上の経過により、当期の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は前期に比し 157 百万円増加して 2,174 百万円となりました。一方、経常費用は前期に比し 69 百万円増加して 2,065 百万円となり、経常利益は前期に比し 88 百万円増加して 109 百万円となりました。

当期は特別損益の計上はなく、税引前当期純利益から法人税及び住民税を差し引いた当期純利益は前期に比し 87 百万円増加して 106 百万円となりました。

保険引受（海外旅行保険）の概況

正味収入保険料は前期に比し 7.8%増加して 2,171 百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は前期に比し 27.4%増加して 521 百万円となりました。正味損害率は前期に比し 5.1 ポイント増加して 31.7%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前期に比し 22.8%増加して 584 百万円となり、正味事業費率は前期に比し 2.9 ポイント増加して 59.9%となりました。

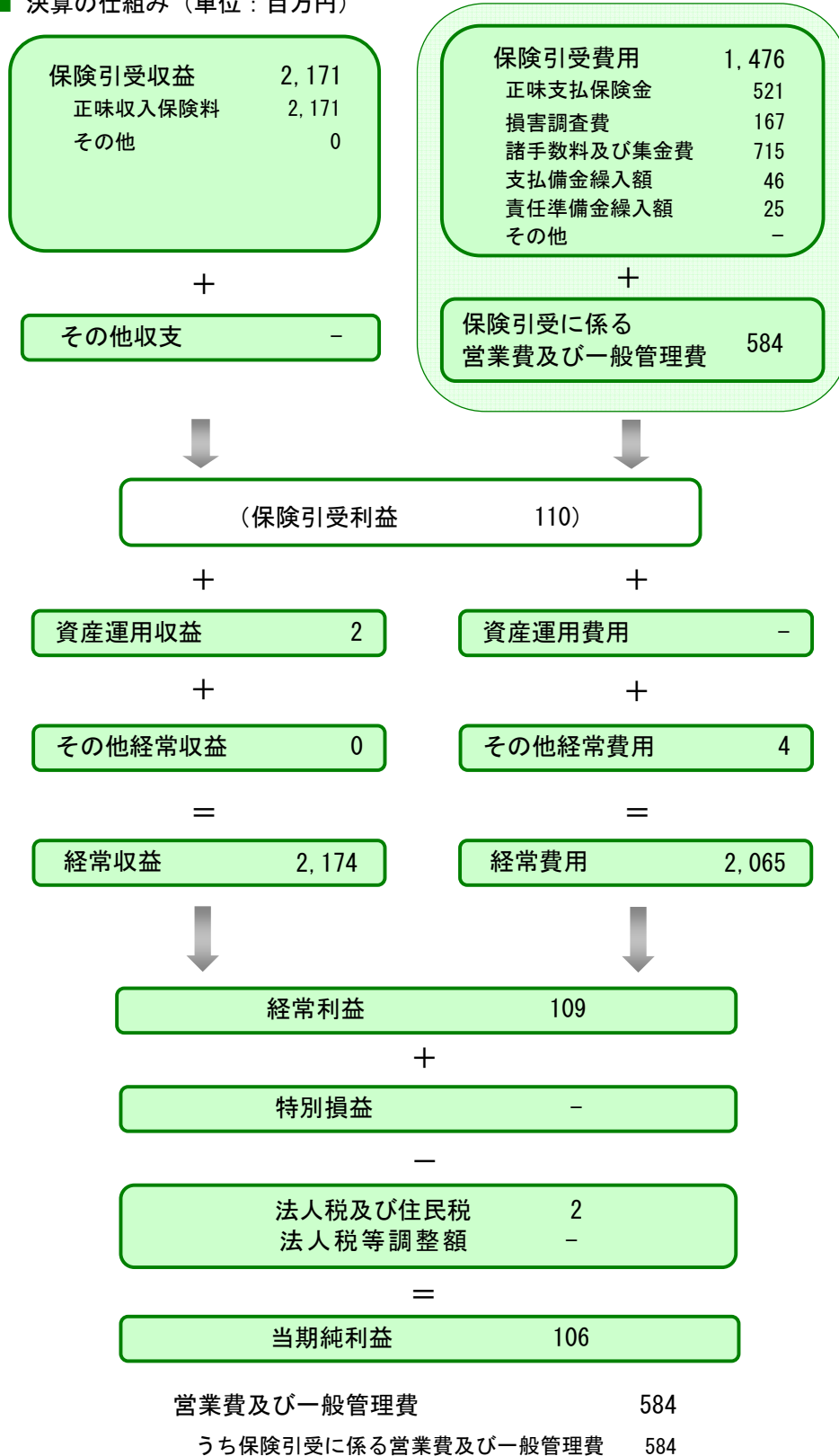
その結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除した残額は 182 百万円となり、これに支払備金繰入額、責

任準備金繰入額を控除した保険引受収支は110百万円の利益となりました。

資産運用の概況

当期は安全性、流動性の観点から全額を定期預金で運用した結果、当期の利息収入は2百万円となりました。

■ 決算の仕組み（単位：百万円）





直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
正味収入保険料	-	-	363	2,015	2,171
経常収益	-	-	363	2,016	2,174
経常利益 (△は経常損失)	△88	△210	△375	20	109
当期純利益 (△は当期純損失)	△89	△210	△376	19	106
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,000 (20,000株)	1,000 (20,000株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額	910	700	935	954	1,060
総資産額	945	714	1,393	1,818	1,978
責任準備金残高	-	-	198	410	435
貸付金残高	-	-	-	-	-
有価証券残高	-	-	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	-	-	1088.9%	641.8%	699.9%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	9	17	22	32	49

(注) 当社は2005年5月にエイチ・エス損害保険プランニング株式会社(準備会社)として設立し、2007年10月に損害保険業免許を取得し、同年11月より営業を開始しました。



3 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		363	100.0	-	2,015	100.0	454.4	2,171	100.0	7.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		363	100.0	-	2,015	100.0	454.4	2,171	100.0	7.8

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		541	100.0	-	2,974	100.0	449.3	3,194	100.0	7.4
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		541	100.0	-	2,974	100.0	449.3	3,194	100.0	7.4

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

該当ありません。

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		178	100.0	-	959	100.0	438.9	1,022	100.0	6.6
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		178	100.0	-	959	100.0	438.9	1,022	100.0	6.6

(注) 支払再保険料＝出再保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		0	100.0	-	1	100.0	1,838.3	2	100.0	45.8
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0	100.0	-	1	100.0	1,838.3	2	100.0	45.8

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		△ 263	100.0	-	19	100.0	-	110	100.0	470.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		△ 263	100.0	-	19	100.0	-	110	100.0	470.2

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費
± その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
			構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		20	100.0	14.7	409	100.0	26.6	521	100.0	31.7
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		20	100.0	14.7	409	100.0	26.6	521	100.0	31.7

(注) 1. 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金
2. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度		2008年度		2009年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		29	100.0	585	100.0	745	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		29	100.0	585	100.0	745	100.0

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

該当ありません。

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度		2008年度		2009年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-
傷害		8	100.0	175	100.0	223	100.0
自動車		-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-
合計		8	100.0	175	100.0	223	100.0

(注) 回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者（社員）配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		14.7	86.0	100.7	26.6	57.0	83.6	31.7	59.9	91.6
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		14.7	86.0	100.7	26.6	57.0	83.6	31.7	59.9	91.6

- (注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)
 2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
 3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		50.1	110.8	160.9	30.1	40.6	70.7	30.7	40.8	71.5
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		50.1	110.8	160.9	30.1	40.6	70.7	30.7	40.8	71.5

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	2007年度	2008年度	2009年度
国内契約		100.0%	100.0%	100.0%
海外契約		-	-	-

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2009年度	4	98.6
2008年度	3	97.5

- (注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付け区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2009年度	100.0%	—	—	100.0%
2008年度	100.0%	—	—	100.0%

- (注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

- ①S&P 社の格付けを使用しています。A-以上は「A 以上」に区分しています。
 ②S&P 社の格付けがない場合は AM Best 社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A 以上」、B++および B+は「BBB 以上」、B 未満は「その他（格付なし・不明等）」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2007年度	2008年度	2009年度
1	年度開始時の未回収再保険金	—	7	35
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	8	175	223
3	当該年度回収額	0	148	223
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	7	35	35

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額及び責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		61	100.0	-	161	100.0	161.5	207	100.0	28.7
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		61	100.0	-	161	100.0	161.5	207	100.0	28.7

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2007年度			2008年度			2009年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災		-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-	-	-	-	-
傷害		198	100.0	-	410	100.0	106.3	435	100.0	6.2
自動車		-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		198	100.0	-	410	100.0	106.3	435	100.0	6.2

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載をしておりません。

③ 引当金

(単位：百万円)

区 分	2007年度 未残高	2008年度 未残高	2009年度 増加額	2009年度減少額		2009年度 未残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-
	個別貸倒引当金	-	-	-	-	-
	特別海外債権貸倒引当勘定	-	-	-	-	-
退職給付引当金	-	-	-	-	-	-
賞与引当金	9	13	18	13	-	18
価格変動準備金	-	-	-	-	-	-
合 計	9	13	18	13	-	18

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

(単位：百万円)

区 分	2007年度 期末残高	2008年度 期末残高	2009年度			
			増加額	減少額	期末残高	
資 本 金	1,612	1,612	-	-	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)
		1,612	1,612	-	-	1,612
	計	(32,240株)	(32,240株)	-	-	(32,240株)
		1,612	1,612	-	-	1,612
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	-	-	-	-	
	(任意積立金)	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の 減少額	2009年度	22百万円
	2008年度	19百万円

⑦ 正味事業費

(単位:百万円)

区分	年度		2007年度	2008年度	2009年度
	件	費			
人	件	費	165	278	342
物	件	費	166	310	395
税		金	6	11	12
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金			-	-	-
契約者保護機構に対する負担金			0	0	1
諸手数料及び集金費			118	673	715
合 計			457	1,275	1,467

- (注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

(4) 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2007年度末		2008年度末		2009年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預 貯 金		995	71.4	1,327	73.0	1,474	74.5
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		7	0.5	6	0.4	7	0.4
運 用 資 産 計		1,002	72.0	1,333	73.3	1,481	74.9
総 資 産		1,393	100.0	1,818	100.0	1,978	100.0

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度	2007年度末		2008年度末		2009年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預 貯 金		0	0.00	1	0.10	2	0.16
コ ー ル ロ ー ン		-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定		-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権		-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託		-	-	-	-	-	-
有 価 証 券		-	-	-	-	-	-
貸 付 金		-	-	-	-	-	-
土 地 ・ 建 物		-	-	-	-	-	-
小 計		0	0.00	1	0.10	2	0.16
そ の 他		-	-	-	-	-	-
合 計		0	-	1	-	2	-

- ③ 海外投融資残高及び構成比
該当ありません。
- ④ 海外投融資利回り
該当ありません。
- ⑤ 商品有価証券の平均残高及び売買高
該当ありません。
- ⑥ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比
該当ありません。
- ⑦ 保有有価証券利回り
該当ありません。
- ⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高
該当ありません。
- ⑨ 業種別保有株式の額
該当ありません。
- ⑩ 貸付金の残存期間別の残高
該当ありません。
- ⑪ 担保別貸付金残高
該当ありません。
- ⑫ 用途別の貸付金残高及び構成比
該当ありません。
- ⑬ 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合
該当ありません。
- ⑭ 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合
該当ありません。

⑮ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分 \ 年度		2007年度末	2008年度末	2009年度末
土地	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
建物	営業用	7	6	7
	賃貸用	-	-	-
建物仮勘定	営業用	-	-	-
	賃貸用	-	-	-
合計	営業用	7	6	7
	賃貸用	-	-	-
その他の有形固定資産		30	19	17
有形固定資産合計		37	25	24

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。



4 責任準備金の残高の内訳

<2008 年度>

(単位：百万円)

種目 \ 内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	-	-	-	-	-
海上	-	-	-	-	-
傷害	328	81	-	-	410
自動車	-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
(うち賠償責任)	-	-	-	-	-
(うち信用・保証)	-	-	-	-	-
合計	328	81	-	-	410

<2009 年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		-	-	-	-	-
海上		-	-	-	-	-
傷害		284	151	-	-	435
自動車		-	-	-	-	-
自動車損害賠償責任		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-
(うち賠償責任)		-	-	-	-	-
(うち信用・保証)		-	-	-	-	-
合計		284	151	-	-	435

5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
2009年度	230	197	22	10
2008年度	87	84	1	1
2007年度	-	-	-	-

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

① 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2007年度			2008年度			2009年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 ＋ 支払 備金	事故発生年度末	117			728			822		
	1年後	116	0.987	△ 1	718	0.986	△ 10			
	2年後	115	0.993	0						
	3年後									
	4年後									
最終損害見積り額		115			718			822		
累計保険金		115			696			548		
支払備金		0			22			274		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4. 本表は2007年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

② 自動車

該当ありません。

③ 賠償責任

該当ありません。

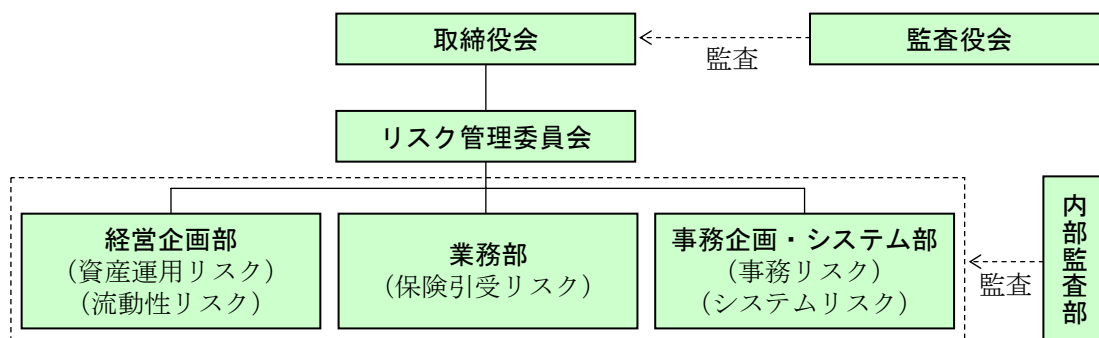
IV 保険会社の運営



1 リスク管理体制

当社では、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性に対する理解を踏まえ管理を行うほか、経営として当社が直面しているリスク全体を統合的に管理するために、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制としています。

そして、これらの体制は、リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



(1) 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。

当社の出再方針

当社では、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

当社の受再方針

当社は受再を行わないこととしています。

(2) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行わず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金および国債等に限定することで、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品が当面海外旅行保険に限定されているため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。

したがって、現状では当社の資産運用リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運

用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

資産運用リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理しています。

(4) 事務リスク管理

事務リスクとは、当社の役員・社員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社では、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

(5) システムリスク管理

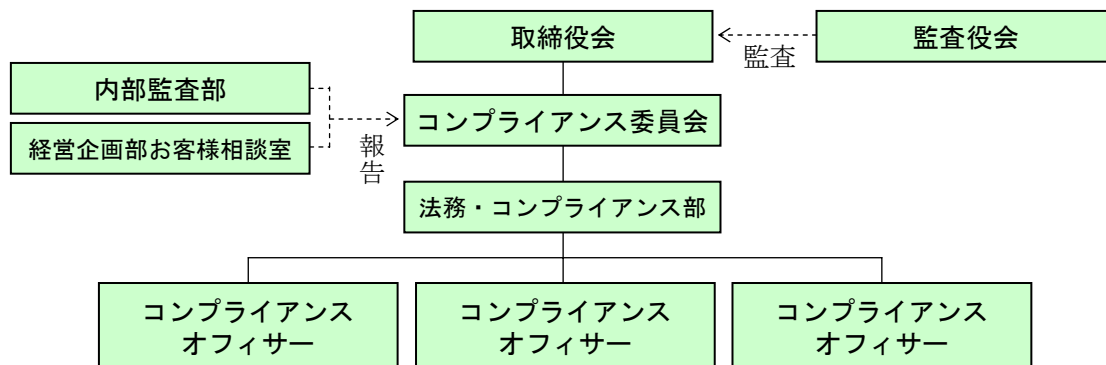
システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

2 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を損害保険会社経営の基本的かつ最重要の課題と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を整備し、推進のための実行プランであるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、これに従いコンプライアンス態勢の構築と確保に努めています。

具体的な取組にあたっては、社長を委員長（シニア・オフィサー）とするコンプライアンス委員会の決定に従い、法務・コンプライアンス部（コンプライアンス統括部門）が各種施策の立案、実行管理、検証等を行い、各部署に配置したコンプライアンス・オフィサーが施策の実現を担う体制としています。



コンプライアンス基本方針

1. 損害保険会社は、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを深く認識し、法令の遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
2. 法令遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を統合したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
3. 顧客の保護の視点から、法令遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行なってまいります。
4. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

倫理行動規範

当社は経営理念にあるとおり、変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続け、また、顧客への最高のサービスを常に提供していきます。同時に保険商品の普及を通じて保険のプレゼンス（存在感）の向上に寄与します。この経営理念の精神を具体化していく上で当社が当然に守るべき重要事項を「倫理行動規範」としてまとめました。「倫理」とは、コンプライアンス（法令遵守）を前提にそれを上回って自主的に定める経営倫理の自己規律をいいます。当社の役職員は、この倫理行動規範に則り、関係法令、社会ルールおよびその精神を遵守し、社会的良識を持って自主的・自律的に行動します。

- 1 顧客への最高のサービス提供
 - (1) 常に顧客へ視線をむけ、満足度の高い商品、サービスを開発、提供します。
 - (2) 顧客への適切な情報提供、わかり易い説明に努めて行きます。
 - (3) 顧客からの意見・相談・苦情等には真摯に対応し、誠実に業務に反映いたします。
 - (4) 顧客情報については、社内ルールに基づき厳正に管理します。
- 2 法令等の遵守
 - (1) 法令・社会的規範・社内規程等について厳正に遵守します。
 - (2) 公正・透明・自由な競争ならびに適正な事業遂行を行います。
- 3 情報の開示
株主はもとより広く社会へ、積極的かつ適切な企業情報の開示を行います。
- 4 社会貢献
 - (1) 「良き企業市民」の意義をよく理解し、地域社会と結びついた社会貢献に配慮して行動します。
 - (2) 環境問題、大きくは地球環境に対して配慮してまいります。
- 5 反社会的勢力への姿勢
 - (1) いわゆる総会屋、暴力団等の反社会的勢力には会社をあげて毅然たる態度で臨み、つけ入る隙を与えない企業活動を実践します。
 - (2) 反社会的勢力の威嚇には、警察等行政機関と連携して対応します。
- 6 役職員の責務
 - (1) 経営は率先して、この経営理念・行動規範の徹底にあたります。
 - (2) 常に公私のけじめをつけ、会社資産の私的流用や職務上の地位の乱用などは行いません。
 - (3) 個人の人格・人権を尊重し、性別、年齢、国籍、宗教等を理由にした差別・ハラスメント等を禁止します。
 - (4) 顧客や株主または会社に利益に相反する行為、競合する行為は行いません。
 - (5) 安全と健康管理に配慮し、職場環境改善に努めます。
 - (6) 職務上知り得た会社の情報や顧客の情報は、規程に基づく以外、決して外部への公開をいたしません。当社の情報関係規程等を遵守いたします。
 - (7) 利害関係者に対する利益の供与や便宜の提供、法令で禁止された公務員等に対する供応・接待、また、社会的に見て不適当な接待等は、教唆等を含み、一切これを行いません。
 - (8) 職員の個性を尊重し、そのキャリア形成・能力開発に配慮し人材の育成をはかります。
 - (9) 代理店をはじめとする取引先にもこの倫理行動規範の周知徹底をはかります。
- 7 報告と対応
 - (1) 常日頃、万一、法令・行動規範・社内規程等に反する行為が発覚した場合、経営は率先して、その対応・解決にあたる姿勢を明確に示します。
 - (2) 当社の職員（派遣等を含む。）が法令・行動規範・社内規程等に違反する行為を発見した場合、速やかに定められたルールに従い報告をしなければなりません。なんらかの事由により通常の報告ができない場合、内部通報規程に従い内部通報・相談することが出来ます。

以上



3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。



4 社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法に基づき、会計に関する事項について新日本有限責任監査法人が会計監査人として監査にあたっているほか、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査結果の適正性について監査にあたっています。

これら法定の監査体制に加え、他部署から独立した組織として内部監査部を設け、各部署の内部管理態勢等の適切性、有効性について内部監査を実施しています。



コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。

取締役会・監査役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名（任期2年）で構成しています。監査役会は、社外監査役3名で構成しています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

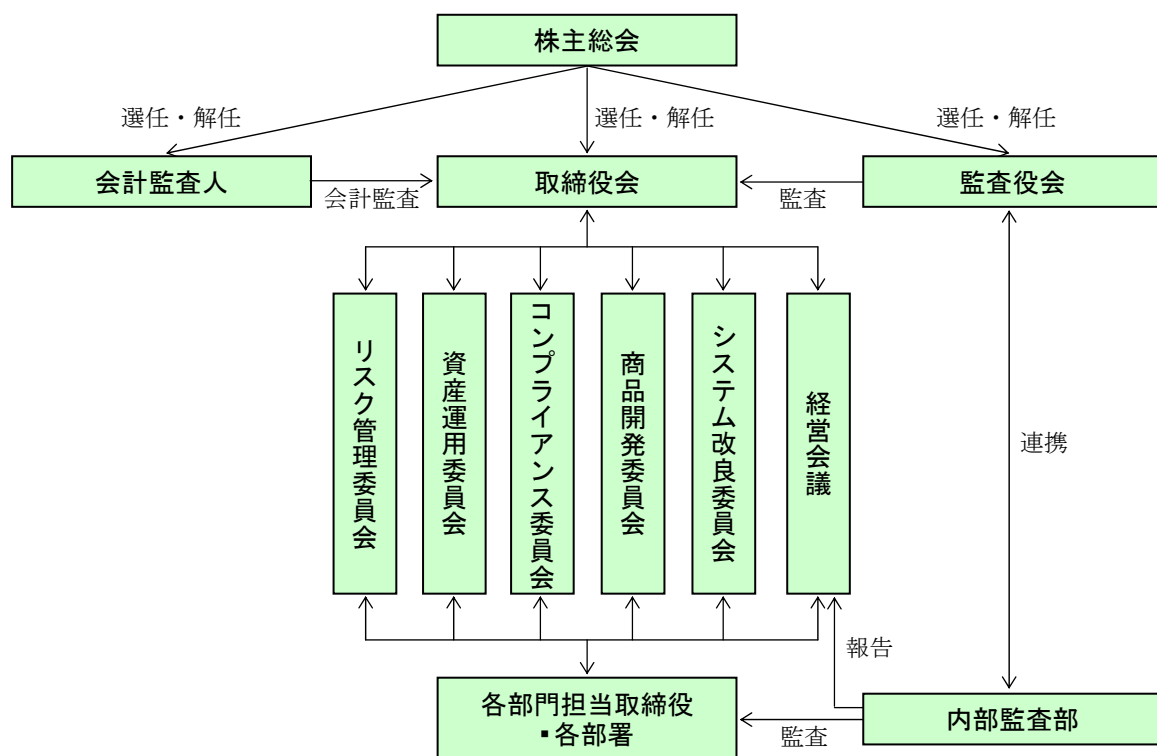
経営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営会議や各委員会を設けています。

経営会議は常勤取締役3名、常勤監査役1名で構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会で所管する事項を除く。）について審議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当取締役のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。

これらの会議および各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。





6 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、2007年11月12日開催の取締役会において、内部統制に関する基本方針を下記のとおり決議し、当該基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理行動規範」および「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組んでいます。具体的には、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確化するとともに、コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行してまいります。

また、内部監査体制の重要性に鑑みその充実化をはかり、コンプライアンスの適合性の検証とその結果の取締役会への報告等を実行しています。なお、違法行為等の発生についての情報確保と予防を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

当社は、当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼす恐れのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを統合的に管理するため「リスク管理規程」等の整備を行っております。また、リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告することとしています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、各取締役の業務分担や指揮命令系統等を明確化するとともに報告のルール化をおこない、取締役が効率的に職務の執行を行うことが出来る体制を整備、確保しています。また、意思決定の迅速化をはかるため、経営の重要事項については、経営会議で協議を行い、規程により必要な案件については、社外役員を含む取締役会での審議を経て決定を行っております。

(5) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等社内重要委員会等の会議への出席を通して、取締役および使用人との意見交換の場を確保しています。また、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。その他、取締役および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぶ恐れのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、すみやかに報告しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。当面の間、社内の内部監査部門、社外会計監査法人等の協力を得て対応することとしています。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、内部監査部門等からの監査の結果を報告させるとともに、必要に応じて内部監査部門と連携した実査を含む効率的な監査を実施できる体制を確保します。



7 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客様からご信頼いただける保険会社を目指しており、お客様の個人情報の取扱に関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客様からお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客様のプライバシーの保護に努めています。

個人情報保護宣言 （個人情報保護に関する基本方針）

当社は、皆様にご信頼いただき、お選びいただける損害保険会社となるため、皆様の大切な個人情報の保護を、重要な社会的責務であると認識しております。

当社は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや（社）日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および（社）日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の適正な取扱いが行われるよう当社代理店、当社従業員への教育・指導の徹底に取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善に努めてまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

また、各種お問い合わせ、相談、事故報告等をお電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4. 5. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 当社が取り扱う損害保険商品のご案内・販売、お引受け、ご継続・維持管理、保険金のお支払
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理等に関する業務
- (5) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険手続きを行う場合
- (4) 関連会社・提携会社との間で共同利用を行う場合（下記5. 関連会社・提携会社との共同利用をご覧ください。）
- (5) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記4. をご覧ください。）

4. 損害保険会社間の情報の相互利用制度等

(1) 損害保険業界の不正請求防止制度等について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用することがあります。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1467 (受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日を除く。)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員等の採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、(社)日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

5. 関連会社・提携会社との共同利用

当社と、当社の関連会社・提携会社との間で以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目 住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容
- (2) 管理責任者 エイチ・エス損害保険株式会社
- (3) 共同利用を行う関連会社・提携会社
 - ・関連会社 現時点で共同利用を行う会社はありません。(2010年6月末日現在)
 - ・提携会社 現時点で共同利用を行う会社はありません。(2010年6月末日現在)

6. センシティブ(機微)情報の取扱い

当社は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう)、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療および性生活などのセンシティブ情報は、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等に基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

7. 契約内容・事故に関する照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店または下記 11. のお問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記 11. のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記 11. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。詳しくは、お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な情報に変更させていただきます。

9. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規定等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記 11. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を 128bit 版 SSL (Secure Sockets Layer) の高度なデータ暗号化システムを採用しお客様と通信しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは弊社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

10. 継続的な改善の取り組み

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的な見直しを行い、継続的な改善に努めます。また、この個人情報保護宣言の内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか弊社のホームページ等に掲載し、公表します。

11. 個人情報に関するお問合せ窓口

当社の個人情報の取扱いに対するご意見および苦情・相談、保有個人データに関するご照会・ご相談ならび安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせないしご連絡ください。適切・迅速に対応いたします。

お客様相談室

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 12 番 フロンティア四谷 3 F

エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室

電話 0120-937-836 (祝日・年末年始を除く月～金 09:00～17:00)

ホームページアドレス <http://www.hs-sonpo.co.jp/index.html>

なお、当社は、個人情報保護法第 37 条に規定する認定個人情報保護団体である（社）日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

（社）日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2 丁目 9 番地

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前 9 時～午後 5 時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>



8 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合、判明した後速やかに関係を解消します。

(2) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

(3) 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携をはかります。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。



9 利益相反管理の基本方針

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行なう保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

(1) 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行なう保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

(2) 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・対象取引を行なう部門と当該お客様との取引を行なう部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

(3) 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的監査を実施します。

(4) 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

- ① 当社の親金融機関等（エイチ・エス証券株式会社、株式会社エイチ・エスインベストメントなど）
- ② 当社の子金融機関等（現在ありません）

（注）保険業法第100条の2の2をご参照ください。

V 財産の状況



1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2008年度	2009年度	科 目	2008年度	2009年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	1,327	1,474	保険契約準備金	571	643
有形固定資産	25	24	支払備金	161	207
建物	6	7	責任準備金	410	435
その他の有形固定資産	19	17	そ の 他 負 債	278	256
無形固定資産	122	124	再保険借	78	75
ソフトウェア	121	124	未払法人税等	11	8
その他の無形固定資産	0	0	預り金	1	1
そ の 他 資 産	343	355	未払金	30	19
代理店貸	168	165	仮受金	157	150
再保険貸	35	35	賞与引当金	13	18
未収金	23	26	負債の部合計	863	917
未収収益	0	0	(純資産の部)		
預託金	16	17	資 本 金	1,612	1,612
仮払金	64	62	利 益 剰 余 金	△ 657	△ 551
そ の 他 の 資 産	34	45	繰越利益剰余金	△ 657	△ 551
			純資産の部合計	954	1,060
資産の部合計	1,818	1,978	負債及び純資産の部合計	1,818	1,978

〔貸借対照表の注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

3. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

4. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

6. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金に限定しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	1,474	1,474	—
②代理店貸	165	165	—

（注）金融商品の時価の算定方法

1. 現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額は 37 百万円であります。

9. 関係会社に対する金銭債務は 109 百万円であります。

10. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	296	百万円
同上にかかる出再支払備金	88	百万円
差 引	207	百万円

11. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	406	百万円
同上にかかる出再責任準備金	121	百万円
<hr/>		
差引（イ）	284	百万円
その他の責任準備金（異常危険準備金）（ロ）	151	百万円
<hr/>		
計（イ+ロ）	435	百万円

12. 1株当たりの純資産額は32,908円65銭であります。

13. 重要な後発事象

該当事項はありません。

14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2008年度	2009年度
経 常 収 益	2,016	2,174
保 険 引 受 収 益	2,015	2,171
正 味 収 入 保 険 料	2,015	2,171
為 替 差 益	-	0
資 産 運 用 収 益	1	2
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1	2
そ の 他 経 常 収 益	-	0
そ の 他 の 経 常 収 益	-	0
経 常 費 用	1,996	2,065
保 険 引 受 費 用	1,519	1,476
正 味 支 払 保 険 金	409	521
損 害 調 査 費	125	167
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	673	715
支 払 備 金 繰 入 額	99	46
責 任 準 備 金 繰 入 額	211	25
為 替 差 損	0	-
資 産 運 用 費 用	-	-
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	476	584
そ の 他 経 常 費 用	0	4
経 常 利 益	20	109
税 引 前 当 期 純 利 益	20	109
法 人 税 及 び 住 民 税	1	2
当 期 純 利 益	19	106

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による費用の総額は1,180百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収 入 保 険 料	3,194 百万円
支 払 再 保 険 料	1,022 百万円
差 引	2,171 百万円

3. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	745 百万円
回 収 再 保 険 金	223 百万円
差 引	521 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支 払 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,199 百万円
出 再 保 険 手 数 料	483 百万円
差 引	715 百万円

5. 支払備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

支 払 備 金 繰 入 額 (出再支払備金控除前)	66 百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金 繰 入 額	19 百万円
差 引	46 百万円

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普 通 責 任 準 備 金 繰 入 額 (出再責任準備金控除前)	△ 42 百万円
同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 繰 入 額	1 百万円
差 引	△ 44 百万円
そ の 他 の 責 任 準 備 金 繰 入 額 (異常危険準備金)	69 百万円
計	25 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	2 百万円
計	2 百万円

8. 1株当たりの当期純利益は3,299円61銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 容 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の 関係会社 主要株主	(株)エイチ・ アイ・エス	被所有 直接18.6%	損害保険代 理店の委託	代理店 手数料の 支払	1,180	未払手数料	109

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によってお
ります。
2. 上記金額には消費税等が含まれております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	
	2008年度	2009年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	20	109
減価償却費	44	45
減損損失	—	—
支払備金の増減額（△は減少）	99	46
責任準備金の増減額（△は減少）	211	25
利息及び配当金収入	△ 1	△ 2
支払利息	—	0
その他の資産（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 101	△ 11
その他の負債（除く投資活動関連・財務活動関連）の増減額（△は減少）	85	△ 15
その他	—	—
小 計	359	197
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	—	0
法人税等の支払額	8	△ 5
営業活動によるキャッシュ・フロー	367	193
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）	（ 367 ）	（ 193 ）
有形固定資産の取得による支出	△ 4	△ 10
有形固定資産の売却による収入	—	—
その他	△ 31	△ 35
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 36	△ 46
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	—	—
株式の発行による収入	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	331	147
現金及び現金同等物の期首残高	995	1,327
現金及び現金同等物期末残高	1,327	1,474

[キャッシュ・フローの注記]

1. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2008年度	2009年度
株主資本			
資本金			
前期末残高		1,612	1,612
当期変動額		—	—
当期末残高		1,612	1,612
資本剰余金			
前期末残高		—	—
当期変動額		—	—
当期末残高		—	—
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高		△ 676	△ 657
当期変動額			
当期純利益		19	106
当期末残高		△ 657	△ 551
株主資本合計			
前期末残高		935	954
当期変動額			
当期純利益		19	106
当期末残高		954	1,060
評価・換算差額等			
前期末残高		—	—
当期変動額		—	—
当期末残高		—	—
純資産合計			
前期末残高		935	954
当期変動額			
当期純利益		19	106
当期末残高		954	1,060

[株主資本等変動計算書の注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	—	—	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



2 リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。



3 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。



4 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

	2008年度	2009年度
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,036	1,212
資本金又は基金等	954	1,060
価格変動準備金	----	----
危険準備金	----	----
異常危険準備金	81	151
一般貸倒引当金	----	----
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	----	----
土地の含み損益	----	----
払戻積立金超過額	----	----
負債性資本調達手段等	----	----
意図的保有による控除額	----	----
その他	----	----
(B) リスクの合計額	322	346
$\sqrt{\{(R_1+R_6)^2+(R_2+R_3)^2\}} + R_4 + R_5$		
（一般保険リスク相当額 R_1 ）	172	195
（予定利率リスク相当額 R_2 ）	----	----
（資産運用リスク相当額 R_3 ）	15	17
（経営管理リスク相当額 R_4 ）	9	10
（巨大災害リスク相当額 R_5 ）	140	140
（第三分野保険の保険リスク相当額 R_6 ）	----	----
(C) ソルベンシー・マージン比率	641.8	699.9
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$		

（注）上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条及び第 87 条並びに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B) リスクの合計額」) に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」) の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険： 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
(一般保険引受リスク) (第三分野保険の保険リスク)
 - ② 予定利率上の危険： 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
(予定利率リスク)
 - ③ 資産運用上の危険： 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
(資産運用リスク)
 - ④ 経営管理上の危険： 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
(経営管理リスク)
 - ⑤ 巨大災害に係る危険： 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
(巨大災害リスク)
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5 時価情報

該当ありません。

6 その他

保険業法第 111 条第 1 項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

VI 保険会社およびその子会社等の概況



1 保険会社およびその子会社等の主要な概況

該当ありません。



エイチ・エス損害保険株式会社

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目 12 番 フロンティア四谷 3 F

<http://www.hs-sonpo.co.jp>